破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９５号
長野県北安曇郡池田町大字会染11892番地
債務者　芳原　邦治
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第９８号
長野県松本市南原２丁目14番Ｃ－302号　県営住宅
債務者　折井　雄一
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第９９号
長野県松本市南原２丁目14番Ｃ－302号　県営住宅
債務者　折井　節子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第５２２号
京都市山科区椥辻中在家町28番地　五十鈴荘３号
債務者　釜坂　正芳
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７１号
京都府木津川市相楽城西43番地７
債務者　竹岡多津子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２００号
兵庫県西宮市大屋町32番21号　ムーンパレス202号
債務者　木下　由佳（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６０号
兵庫県尼崎市常吉２丁目７番３号　リバティ武庫之荘304号
債務者　栄　　健一
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６１号
兵庫県尼崎市常吉２丁目７番３号　リバティ武庫之荘304号
債務者　栄　　照美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６３号
兵庫県西宮市名塩さくら台１丁目１番地10
債務者　平田　奈美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２７９号
兵庫県西宮市松並町３番３－106号
債務者　前澤　深雪
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８１号
兵庫県芦屋市高浜町２番１－411号
債務者　三村眞理子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１号
高知県高岡郡四万十町家地川665番地
債務者　田辺　初喜
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第１６号
高知県高岡郡四万十町仕出原238番地　佐竹賢一方（前住所　高知県高岡郡四万十町茂串町10番39号　コーポ渡辺№５　Ａ－102号）
債務者　佐竹　博文
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第２０８号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―457号
債務者　山本　勝一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目９番４－103号、前住所兵庫県尼崎市武庫町４丁目５番22―305号
債務者　安井清美こと　安　　清美（旧姓梁川）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６５号
兵庫県西宮市里中町１丁目９番10―203号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目４番15―101号
債務者　山﨑　美鈴
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係